



社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.78

= シルバーウィーク =

暑さも和らぎ、過ごしやすくなってきましたが、9月のシルバーウィーク、皆様はどのように過ごされましたでしょうか？

私は、久しぶりに友人とランチをしました。以前会ったのはコロナ前なので、もう7年ほど経っていると思います。お互いに仕事や家庭環境も少しずつ変わり、親の介護や自分自身の体調が大きな話題になりました。最終的に「会いたい人には今、会っておきたいね」と盛り上がった次第です。

未来はどうなるか分からない、今を楽しみ後悔のないようにしたい、そんな気持ちが益々強くなりました。友人とはそんなに遠くない時期に会おうと話して別れたので、次回も楽しみです。(川東)



★2026年10月号

1、立入調査で判明した不払賃金に関する最新動向

令和7年に全国の労働基準監督署(以下、労基署)が実施した、賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導の結果が8月21日に公表されました。

◆監督指導の結果概要

令和7年中に労基署が取り扱った賃金不払事案は22,605件(前年比251件増)、対象となった労働者数は173,016人(同12,181人減)、不払賃金の総額は128億5,782万円(同43億5,331万円減)。件数は増加したものの、対象労働者数や金額は減少という結果になりました。

これらのうち、令和7年中に労基署の指導を受けて事業主が賃金を支払い、解決に至ったものは21,731件で全体の96.1%を占めました。対象労働者数は167,828人(97.0%)、支払われた賃金額は109億9,703万円(85.5%)で、行政指導により多くの事案が改善されたといえるでしょう。

◆是正事例と今後の動向

今回、是正事例として、始業直前・終業直後の業務に従事していた時間を一律に切り捨てられていた事案や、月20時間分の固定残業代制度を採用しているが20時間超過分の割増賃金が不払だった事案が紹介されていました。

上記に加えて、厚生労働省は、本年9月より、時間外・休日労働時間数のみに着目した一律の指導を見直し、各事業所が36協定で定めた健康・福祉を確保するた

◆企業の実務ポイント

勤怠管理の不備による未払残業代は最も避けたいところです。まずは、勤怠管理が適切に行われているかを定期的に確認しましょう。

【参考】

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和7年)を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75588.html



* 令和8年度の最低賃金 *

全国加重平均で前年度より56円の引き上げとなりました。関西の主な都道府県の答申改定額は以下の通りです。

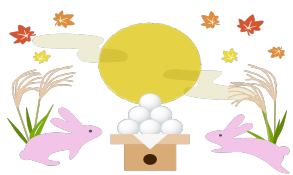
・大阪府 1,231円 ・兵庫県 1,172円
・京都府 1,180円 ・滋賀県 1,136円

＝季節のコラム＝

涼風が立ち空気が澄んでくると、月が美しく見えます。今年の「中秋の名月」は10月6日。

日本では平安時代に中国から伝わった「中秋節」が宮中での観月の行事となり、のちに庶民に広がって、月に見立てた丸いお団子やサトイモを供えて実りに感謝するものになりました。中国では、今でも「中秋節」には家族が集まり、月を愛でながら「月餅」を食べるのだとか。韓国の「秋夕(チュソク)」は日本のお盆に近い行事ですが家族で集まって「ソンピョン」という丸いお餅を作り、祖先に供えるそうです。

『丸いものを月に見立てて月を愛でる』なら、卵を月に見立てたバーガーを買ってきてベランダで、というのでもお月見と言えるかもしれません。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、「喫煙ルール」も会社の魅力に

◆採用難時代の職場環境づくり

厚生労働省の「受動喫煙対策の見直しに関する『議論のとりまとめ』」によれば、改正健康増進法の全面施行から5年が経過した現在、特に受動喫煙防止の必要性が高い病院や学校など第一種施設では受動喫煙の機会がほとんどないことが確認されています。その一方で、その他の施設では一定程度残っているとされています。

職場の受動喫煙対策としては、令和2年1月6日から、ハローワークの求人票に、就業場所における「受動喫煙防止」の取組みが明示することとされました。また、受動喫煙防止対策助成金による受動喫煙防止のための施設・設備の整備に対する助成も行われています。

人材確保が難しくなる中、「気持ちよく働けそう」と求職者に思ってもらえるかという視点で、自社の喫煙ルールを点検してみるのもよいでしょう。

求人票へ記載は、あくまでも「屋内の」受動喫煙対策なので、職場環境の魅力を伝えきれないようであれば、会社独自の取組みを別途記載するものよいでしょう。

◆「健康経営」の視点から考える

経済産業省の「中小企業支援者向け健康経営の推進支援ハンドブック」には、禁煙に取り組み、社員のモチベーションアップや生産性の向上につながった事例が紹介されています。こうした取組みも参考にしてみたいはいかがでしょうか。

【参考】

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74798.html



3、今月のおすすめ本

今回ご紹介する本は、2025年本屋大賞を受賞した『カフネ』(阿部暁子／講談社)です。不妊治療、離婚、そして最愛の弟の突然の死。大切なものを立て続けに失った薫子が、弟の元恋人・せつなどの出会いをきっかけに、少しずつ日常を取り戻していく物語です。

読んでいて思ったのは、人を元気にするのは意外と特別なことではないのかもしれないということ。温かいものを食べる。ちゃんと眠る。誰かと話す。「大丈夫？」と気にかける。そんな何でもないことに人は救われるのかもしれません。そして心に残ったのが、「人間は自分以外の人間のことは何

ひとつわからない」という言葉。家族だからわかっている。長く付き合っているからわかっている。私自身、そんなふうに思っていることがたくさんあります。でも、本当はわからない。わからないからこそ相手を知ろうとする。気にかかる。話を聞く。そっと寄り添う。人を大切にするとはいそういうことなのかもしれないですね。

読み終わって、自分の周りにいる人との接し方を少し考えたくなる一冊でした。ぜひ読んでみてください。(川端)

